

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	音更町

音更町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 音更町経済部農政課林業係

所在地 北海道河東郡音更町元町2番地

電話番号 0155(42)2111

F A X 番号 0155(42)2696

メールアドレス nouseika@town.otofuke.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、キツネ、ハシブトガラス・ハシボソガラス(以下、カラスと標記。)、ドバト、ウサギ、アライグマ、タヌキ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	音更町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(ha)	被害金額(千円)
エゾシカ	小麦	55.3	44,938
	豆類		
	馬鈴しょ		
	てん菜		
	牧草		
	その他(飼料作物・野菜等)		
キツネ	子牛	(12頭)	1,780
	スイートコーン・デントコーン	0.1	
	その他(豆類・てん菜等)		
カラス・ドバト	綿羊	(6頭)	1,004
	スイートコーン・デントコーン	1.6	
	長いも・てんさい		
	小麦		
ウサギ	豆類		0.5
	アスパラ	0.1	
アライグマ	南瓜	0.1	395
	スイートコーン	0.2	
タヌキ	畜舎への侵入、飼料の食害	0.0	0
		57.9	48,537

令和2年音更町鳥獣被害に関する実態調査より

(2) 被害の傾向

<p>音更町における農作物の鳥獣被害はエゾシカ、キツネ、カラス、ウサギ、アライグマなどの被害があり、その被害額は令和2年で48,537千円となっている。</p> <p>特にエゾシカによる被害が多く、町東部のオサルシ丘陵部に隣接する農地や西部地域における被害が多く見受けられる。また、子牛や綿羊などの家畜被害も増加傾向にある。鳥獣毎傾向は次のとおり。</p>	
・エゾシカ	4月の融雪期頃から被害が見られ、特に、移植したてんさい苗、小麦の新芽、小豆及び牧草の採食による被害は甚大。また、作物を問わず移動等による踏害が多い。 被害が多いのは、丘陵部に近い長流枝地区、豊田地区、東和地区であるが、西部の中音更地区、西中音更地区、南中音更地区にも被害が発生している。
・キツネ	市街地近郊を含む町内全域に見られ、農作物の被害のほか子牛の被害も発生している。
・カラス	農作物の被害のほかビニールハウスや牧草ロールへのいたずらの被害などが見受けられる。
・ウサギ	農作物の被害報告が寄せられている。
・アライグマ	農作物の被害報告が寄せられている。
・タヌキ	被害は報告されていないが、畜舎への侵入、飼料の食害などが見受けられる

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (令和2年)	目標値 (令和6年)	備考(軽減率)
エゾシカ	被害額	44,938 千円	31,457 千円	30% 減
	被害面積	55.3 ha	38.7 ha	30% 減
キツネ	被害額	1,780 千円	1,246 千円	30% 減
	被害面積	0.1 ha	0.1 ha	- 減
カラス ドバト	被害額	1,004 千円	703 千円	30% 減
	被害面積	1.6 ha	1.1 ha	30% 減
ウサギ	被害額	420 千円	294 千円	30% 減
	被害面積	0.6 ha	0.4 ha	30% 減
アライグマ	被害額	395 千円	277 千円	30% 減
	被害面積	0.3 ha	0.2 ha	30% 減
タヌキ	被害額	0 千円	0 千円	
	被害面積	0.0 ha	0.0 ha	
計	被害額	48,537 千円	33,682 千円	
	被害面積	57.9 ha	40.1 ha	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除の期間に、地域の要請に応じて猟友会へ要請 ・ 捕獲交付金を捕獲数に応じて交付 (交付金の内容) 捕獲交付金:10,000円/頭(銃・くくりわな) 3,500円/頭(止めさしのみ) <p>[キツネ・アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会の協力のもと、要請に応じ箱わなを貸与し、捕獲を実施。 (交付金の内容) 捕獲交付金:3,500円/頭 <p>[カラス・ドバト]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会の協力のもと、捕獲を実施。 (交付金の内容) 鳥類捕獲交付金:500,000円/式 	<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除の際、ハンター立ち入りに際し地域農家の理解に温度差があるので活動しにくい時がある。 ・ エゾシカ残滓処理に労力を要する。 ・ 猟友会の後継者育成
防護柵の設置等に関する取組	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路・河川等の地理状況により設置に綿密な検討を要す。

(5) 今後の取組方針

<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除期間における有害駆除の実施回数を増やし、捕獲頭数の増加に努める。 ・ 農業地帯における自衛対策として、くくりわなの導入による捕獲の実施。 ・ 農業者に対し、くくりわなを設置する上で必要な、狩猟免許試験予備講習への参加に対し支援を実施。 <p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなの設置を増加し、的確な捕獲を実施。 ・ 家畜出産時における管理強化。 <p>[カラス・ドバト]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活ごみや家畜飼料等の適正管理。 ・ 箱わなを設置し、的確な捕獲を実施。 <p>[ウサギ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器やくくりわなによる捕獲を実施し、捕獲頭数の増加に努める。 <p>[アライグマ・タヌキ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなを設置し、的確な捕獲を実施。 <p>[全体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の増加に迅速に対応するため、今後は、猟友会や業者などへの外部委託契約での捕獲を検討する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>[音更町鳥獣被害防止対策協議会の設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政、農協、森林組合および猟友会等が一体となり、農業被害情報等の共有化を図る。 北海道猟友会音更支部音更部会並びに木野部会の会員による銃器、わなによる捕獲を実施。 <p>[捕獲奨励金の交付]</p> <ul style="list-style-type: none"> エゾシカ捕獲 単価:10,000円/頭(銃・くくりわなによる捕獲)、3,500円/頭(止めさしのみ) キツネ捕獲 単価:3,500円/頭 アライグマ捕獲 単価:3,500円/頭 鳥類捕獲 単価:500,000円/式 音更農協・木野農協が猟友会助成金を交付する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
4年度	エゾシカ キツネ カラス ドバト ウサギ アライグマ タヌキ	(全体) ・ 狩猟免許取得者の確保を図るため、普及、啓発活動を実施 (エゾシカ) ・ 農業者等を対象に、狩猟免許試験予備講習の受講料を助成 ・ 一斉捕獲の実施 (キツネ) ・ 一斉捕獲の実施
5年度	エゾシカ キツネ カラス ドバト ウサギ アライグマ タヌキ	(全体) ・ 狩猟免許取得者の確保を図るため、普及、啓発活動を実施 (エゾシカ) ・ 農業者等を対象に、狩猟免許試験予備講習の受講料を助成 ・ 一斉捕獲の実施 (キツネ) ・ 一斉捕獲の実施
6年度	エゾシカ キツネ カラス ドバト ウサギ アライグマ タヌキ	(全体) ・ 狩猟免許取得者の確保を図るため、普及、啓発活動を実施 (エゾシカ) ・ 農業者等を対象に、狩猟免許試験予備講習の受講料を助成 ・ 一斉捕獲の実施 (キツネ) ・ 一斉捕獲の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
(エゾシカ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲奨励金の増額により捕獲実績が増加しており、銃器による捕獲数を290頭、わなによる捕獲数を70頭に設定する。 ・ 猟友会会員の高齢化に伴う会員数の減少が懸念されるため、銃所持者の育成と農業者等によるくくりわなの導入により捕獲頭数の増加を図る。
(キツネ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地帯ばかりでなく市街地近郊の農地にも被害が増加していることから箱わなによる捕獲頭数の増加を図る。
(カラス・ドバト) <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃による捕獲のほか、箱わなによる捕獲を実施する。
(ウサギ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃による捕獲のほか、くくりわなによる捕獲を実施する。
(アライグマ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなによる捕獲を実施する。
(タヌキ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなによる捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	4 年 度	5 年 度	6 年 度
エゾシカ	360頭	360頭	360頭
キツネ	200頭	200頭	200頭
カラス・ドバト	800羽	800羽	800羽
ウサギ	20羽	20羽	20羽
アライグマ	180頭	180頭	180頭
タヌキ	60頭	60頭	60頭

捕獲等の取組内容
[エゾシカ] <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ猟友会における銃器による駆除(4～10月)290頭 重点区域: 東部丘陵地帯、西部高台地帯 ・ 農業者によるくくりわなによる捕獲(4～10月) 町内全域:70頭
[キツネ] <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害が増加している市街地近郊の農地を中心に箱わなを設置し捕獲:捕獲数 40頭 ・ 猟銃による駆除 160頭
[カラス・ドバト] <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ猟友会における銃器による駆除及び箱わなによる駆除(4～3月):800羽
[ウサギ] <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ猟友会における銃器やくくりわなによる駆除:捕獲数20羽
[アライグマ] <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ箱わなを設置し捕獲:捕獲数180頭
[タヌキ] <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ箱わなを設置し捕獲:捕獲数60頭

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容
エゾシカについては大型であるためライフル銃を使用することとし、上記捕獲期間中にライフル銃での捕獲を実施する。

(4) 許可権限移譲事項

対象区域	対 象 鳥 獣
町内全域	エゾシカ・タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
該当なし			

(2) その他被害防止に関する取組

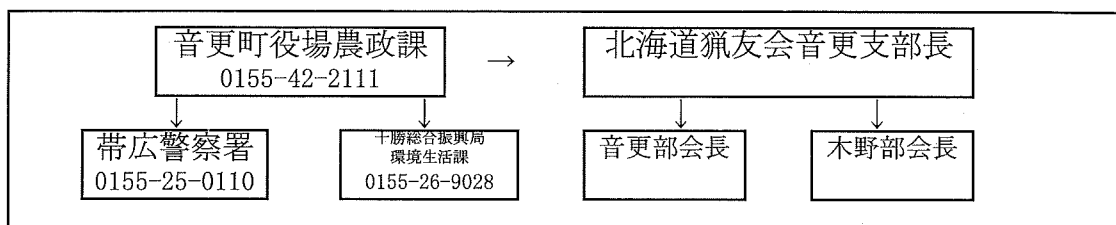
年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	エゾシカ キツネ カラス ドバト ウサギ アライグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜飼料、農業廃棄物及び生ゴミ等により有害鳥獣を誘引する原因となる物の適正管理について鳥獣害防止知識を普及啓発する。 ・ 忌避剤等による防除
5年度	エゾシカ キツネ カラス ドバト ウサギ アライグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜飼料、農業廃棄物及び生ゴミ等により有害鳥獣を誘引する原因となる物の適正管理について鳥獣害防止知識を普及啓発する。 ・ 忌避剤等による防除
6年度	エゾシカ キツネ カラス ドバト ウサギ アライグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜飼料、農業廃棄物及び生ゴミ等により有害鳥獣を誘引する原因となる物の適正管理について鳥獣害防止知識を普及啓発する。 ・ 忌避剤等による防除

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局保健環境部環境生活課	関係機関との連絡調整
北海道警察釧路方面帯広警察署	被害発生時の状況整理
音更町	被害発生時の情報集約
北海道猟友会音更支部	被害発生現場への出動

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ エゾシカの処理については原則持ち帰って適切に処理し、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないように適切な方法で埋設処理にする。
- ・ キツネ・カラス・ドバト・ウサギ・アライグマ・タヌキについては、焼却または持ち帰って適切に処理。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

該当なし

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	音更町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
音更町農業協同組合 木野農業協同組合	・ 農業被害に係る情報収集及び被害防止対策の周知
十勝大雪森林組合	・ 森林被害に係る情報収集及び被害防止対策の周知
北海道猟友会音更支部	・ 捕獲方法、被害防止対策に係る情報提供及び捕獲の実施
十勝農業改良普及センター十勝北部支所	・ 被害防止対策への指導、助言
音更町	・ 総括的な協議会の運営・連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局保健環境部環境生活課	有害鳥獣捕獲許可等
十勝総合振興局産業振興部農務課	鳥獣被害防止対策事業等に係る情報提供
十勝総合振興局産業振興部林務課	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度に設置。令和3年9月14日現在:町職員2名、猟友会会員62名、合計64名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接する自治体との情報交換や関係機関との連携強化を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・ 特になし。